

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年9月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、結婚休暇、出生サポート休暇、妊婦通勤時間、母子保健健診休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、産前・産後の休養、出産支援休暇、育児参加休暇、育児時間、子育て部分休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇、忌引、<u>健康管理休暇</u>、<u>骨髄移植休暇</u>、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、結婚休暇、出生サポート休暇、妊婦通勤時間、母子保健健診休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、産前・産後の休養、出産支援休暇、育児参加休暇、育児時間、子育て部分休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇、忌引、<u>生理休暇</u>、<u>骨髄移植休暇</u>、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条</p>

例第14条第1項の規定により指定された代
休日をいう。第12条において同じ。) であ
る場合、勤務時間条例に定める休暇(勤務時
間条例第17条第1項に規定する健康管理休
暇については市規則で定める日数を限度と
し、同項に規定する子育て部分休暇、勤務時
間条例第18条第1項に規定する介護休暇及
び勤務時間条例第19条第1項に規定する介
護時間を除く。) による場合その他その勤務
しないこと、及び給与の減額をしないこと
につき任命権者の承認がある場合を除き、その
勤務しない1時間につき、第14条に規定す
る勤務1時間当たりの給与額を、その勤務し
なかった月又は翌月以降の給与から減額する
ものとする。

例第14条第1項の規定により指定された代
休日をいう。第12条において同じ。) であ
る場合、勤務時間条例に定める休暇(勤務時
間条例第17条第1項に規定する生理休暇に
ついては市規則で定める日数を限度とし、同
項に規定する子育て部分休暇、勤務時間条例
第18条第1項に規定する介護休暇及び勤務
時間条例第19条第1項に規定する介護時間
を除く。) による場合その他その勤務しない
こと、及び給与の減額をしないことにつき任
命権者の承認がある場合を除き、その勤務し
ない1時間につき、第14条に規定する勤務
1時間当たりの給与額を、その勤務しなかつ
た月又は翌月以降の給与から減額するもの
とする。